

「かつお、まぐろ総獲」
水産社・昭三年

は、従来漁業の行なわれなかつた処女漁場であり非常に好漁獲を収めた。しかし、このような遠洋出漁に伴ない、必然的に船型大型化の要望が強くなつてきた。

このような情勢を背景として、水産庁は、二十八年七月、いわゆる「特例法」を公布し、漁船の大型化を図ることになつたのである。その主な内容は、二十七年十二月一日現在において、(イ)二〇トン以上七〇トン未満のものは一〇〇トンまで、(ロ)七〇トン以上九五〇トン未満のものは一三五トンまで、(ハ)九四トン以上一〇〇トン未満のものは一五〇トンまで、(ニ)一〇〇トン以上のものは無制限に、それぞれ大型化を認めたものである。

特例法の施行により漁業者は競つて船型の大型化をすすめ、それに伴つて当然建造資金の金融が大きな問題となつたが、二十六年から農林漁業資金の制度が設けられて、逐次カツオ・マグロ漁船の建造資金を融資するようになつた。農林漁業資金は、金利も七分五厘と低く、また融資期間も長期なので歓迎され特例法による漁船大型化に対して非常に大きな役割を果たしたのである。

農林中金も、二十八年度は水産関係の融資が大巾に伸びた。すなわち、二十七年度末の

第11表 高知県における28年以降新造船に対する中金・公庫融資状況

年	室 戸				中金	公庫	室 戸				中金	公庫
	船 型 別						船 型 別					
	100 トン 未満	100~ 200	200~ 300	300 トン 以上			100 トン 未満	100~ 200	200~ 300	300 トン 以上		
28	4	1	1	1	21,750	1	1	1	1	23,000	1	1
29	5	3	1	1	39,900	4	3	1	1	25,900	1	1
30	3	1	1	1	60,000	2	1	1	1	2,500	1	1
31	4	1	1	1	68,000	1	1	1	1	61,400	1	1
計	16	5	2	2	186,950	10	6	1	1	61,400	10	10

(註) 近藤康男編「水爆実験と日本漁業」による。

つたものが、二十八年年度末には、一二、六一七百万円と、約五〇パーセントの増加をみている。カツオ・マグロ漁業関係の融資も、静岡、神奈川、高知、三重等の諸県において大巾に伸長した。

このように、行政と金融の両面から裏付けをえて、はなやかに大型化が進み、好況による魚価高にも恵まれて、当時はマグロブームという言葉が生じたほどであった。しかし漁業経営としては、資本の蓄積が不十分のまま、大型化競争にまきこまれた感が深く、経営的にはかえつて不安定の度を加えたのである。

(4) ビキニ核実験の影響

昭和二十九年三月、ビキニ水域で米国の核実験が行なわれた。これが、日本のカツオ・マグロ漁業に与えた影響は、第一に、核実験が、直接間接に漁業経営に對して大きな損害を与えたことである。損害額は廃棄魚による損失二億円、魚価値下がりによる損失一三億円、計約一五億円とされているが、航路迂廻等による営業損を加えると、損害はさらに大きくなつたであろう。

第10表 神奈川県三崎地区における建造資金調達状況

現在所有 総トン数	最新造船 トン数	新造 年月	船 価	建造資金調達状況			昭31.9月 現在借入 金未済額
				自己資金	融 資	釣 払 い	
1,100 (3)	450	31. 6	90,000	20,000(22)	30,000(33)	40,000(45)	110,000
800 (3)	350	30. 12	95,000	35,000(37)	28,000(29)	32,000(34)	90,000
600 (3)	350	31. 2	90,000	10,000(11)	45,000(50)	35,000(39)	40,000
600 (4)	100	29	15,000	1,000(7)	6,000(40)	8,000(53)	15,000
450 (4)	150	30	53,000	15,000(28)	25,000(47)	13,000(25)	68,100
350 (1)	350	30. 9	97,000	17,000(18)	30,000(31)	50,000(51)	20,000
200 (2)	100	28	14,500	0(0)	10,000(69)	4,500(31)	30,000
150 (1)	150	23	12,700	8,000(63)	4,000(31)	700(6)	
計と平均			467,200	106,000(23)	178,000(38)	183,200(39)	

(註) 1. 近藤康男編「水爆実験と日本漁業」による。2. 三崎地区の船主8名について調べたもの。

(5) 特例法失効後の許可方針

特例法は二年間の時限法で、昭和三十年七月十日に失効した。しかし、特例法失効後も、制限された形ではあるが、船型大型化のための行政措置は継続された。すなわち、昭和三十年七月十日から施行された、いわゆる「許可方針」において、つぎのような基準で、

以前や年度内に進出するため、特例法によつて進行していた漁船の大型化は、他動的にさらには一層促進されたのである。そのため漁業者は荷受機関からの前渡金融や造船所に対する釣払い、或いは高利金融等に対する依存を余儀なくされた。

なお、本事件に関連して特記すべきことは「日本かつお・まぐろ漁業信用基金協会」が設立されたことである。すなわち、政府は、事件による損失補償のため、日本鯉鮪漁業協同組合連合会に對して、水産振興費として、一五〇百万円を交付することになつたが、これとさらに民間から一五〇百万円を出資し、三〇〇百万円の基金により、中小漁業融資保証法に基づいて、同基金協会を設立したのである。

(イ) 同じく、七〇トン以上の許可を有していたものは一〇〇トン未満まで。
 (ロ) 同じく、七〇トン以上の許可を有していたものは一〇〇トン未満まで。
 (ハ) 昭和二十七年十二月一日現在(特例法による措置の起算時)において二四〇トン未満の遠洋許可を有していたものは、二四〇トン未満まで。
 (ニ) 同じく、九五トン以上の中型許可を有している特例法により遠洋許可を取得したものは一八〇トン未満まで。
 (ホ) 同じく七〇トン以上九五トン未満の中型許可を有している、特例法により遠洋許可を取得したものは一六〇トン未満まで。
 これは特例法とちがつて、単なる行政措置であるため、中型から遠洋への転換は認められてはいないし、大型化の程度も小巾である。むしろ、基本的には現状維持を前提としつつ、特例法の事後調整的な性格を持つたものといえようが、トン数補充制度が厳格に運用されている大臣許可漁業の取扱いとしては、大型化政策というべきであらうし、事実、この方針が漁業者の代船建造意欲を促進する要因ともなつた。本方針施行時以降の建造資金